

一般社団法人 四谷青色申告会

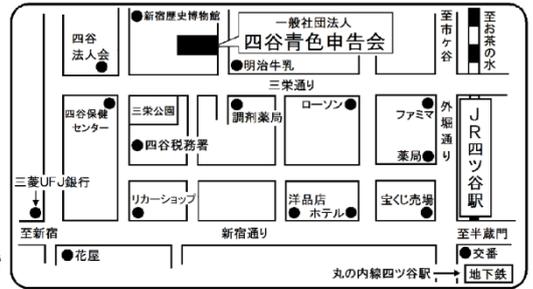


# 会報よつや

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12-58 四谷税経ビル1階

第 545 号

電話 03-3351-6195 FAX 03-3351-9500  
(ホームページアドレス) <http://www.taxpayer.or.jp>

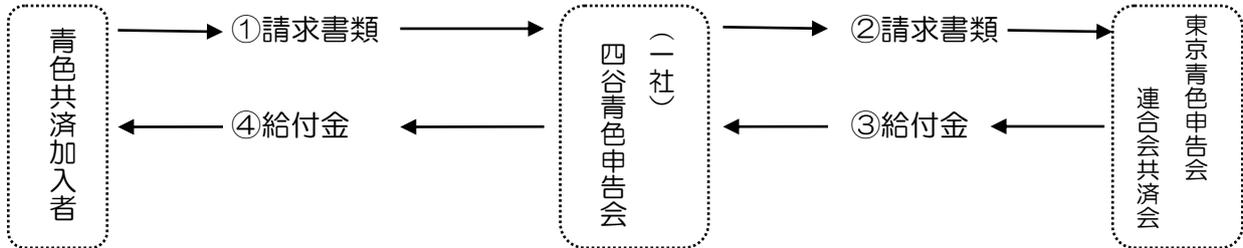


発行所 一般社団法人 四谷青色申告会  
発行責任者 伊東克朗

## 青色共済入院見舞金給付のお手続き

- 請求窓口：(一社) 四谷青色申告会事務局  
当会へお電話の上、下記必要書類をお持ちいただきお手続きください。

### ●請求及び給付の流れ



### 必要書類等 (入院見舞金)

- 疾病またはケガで5日以上連続して入院したとき  
(※2020年5月1日以降からの入院は1日～4日でも給付対象となります。)

- ①認印 (シャチハタ以外をご用意ください。)
- ②入院事実と日数が確認できる書類 (下記のいずれか、コピーでも可)
  - a) 病院発行の入院証明書
  - b) 病院発行の領収書

※「入院見舞金請求書兼確認書」の書式は申告会に備え付けてあります。



### 2015年度の給付実績 2015年5月～2016年4月累計

給付科目	件数	金額(万円)	給付科目	件数	金額(万円)
弔慰金	236	17,460	入院見舞金(ケガ)	202	513
災害弔慰金	4	600	特別弔慰金	72	300
高度障害共済金	3	630	長寿祝金	454	2,270
傷害見舞金	5	384	傘寿金	596	5,924
入院見舞金(病気)	2,285	4,760	給付金額合計		32,909

※8月8日～16日は夏休みのため、事務局を閉めさせてさせていただきます。

# 主な新型コロナウイルス対策支援制度の概要

対策支援制度名	問い合わせ先	対象者	制度概要
感染拡大防止協力金 (※東京都の場合)  感染症拡大防止にご協力ください	東京都緊急事態措置等 感染拡大防止協力金 相談センター 9:00~19:00 (毎日) 03-5388-0567	「東京都における緊急事態措置等」により、休止や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主	休業協力金を支給 50万円 (※2店舗以上有する事業者は100万円)
持続化給付金 	持続化給付金コールセンター 8:30~19:00 (5・6月中は毎日対応) 0120-115-570 IP電話番号 03-6831-0613	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。資本金10億円以上の大企業を除き、 <u>中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者</u> などを対象とします。	持続化給付金を支給 法人は200万円 個人事業者は100万円 ※ただし、 <u>昨年1年間の売上からの減少分を上限</u> とします。
雇用調整助成金 	①事業所の所在地を管轄する都道府県労働局または公共職業安定所 (ハローワーク) ②ハローワーク助成金事務センター雇用調整助成金担当 03-5337-7418	①支給対象となる事業主 新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置には諸条件を満たす事業主が対象となります。 ②助成対象となる労働者 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが助成対象です。	助成額 (平均賃金額×休業手当等の支払率)×助成率 ※1人1日あたり8,330円が上限 (第2次補正予算成立後は15,000円まで引き上げられる予定)
働き方改革推進支援助成金 	テレワーク相談センター 9:00~17:00 (平日) 0120-91-6479	①テレワークを新規で導入する中小企業事業主など ②テレワークを継続して活用する中小企業事業主など	助成額 対象経費の合計額×補助率 (上限額を超える場合は <b>※上限額</b> ) ※「1人当たりの上限額」×対象労働者数 又は 「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額
住居確保給付金 (※新宿区の場合) 	①(公社)東京社会福祉士会 生活支援相談窓口 03-5273-3853 ②社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会 地域活動支援課 03-5273-3546 ③一般的な問い合わせは 相談コールセンター 0120-23-5572 ④新宿区以外方は、最寄りの自立相談支援機関まで	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方	原則 <b>3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給</b> します。

※1 上記支援制度の詳細については、各相談センター等でご確認ください。

※2 上記支援制度以外にも給付金または融資及び納税猶予などの制度もございます。

※3 上記支援制度の内容は2020年5月現在のものを参考にしております。





金八さんのお茶席話

「舞臺人の義務」

「どーしても書くことがコロナがらみになってしまつて…。職業的には、この素材はネタになりにくいのがクワイです。これだけ騒ぎになってる事柄ですから、本当は一番もつて来いのはずですが…今をときめく柳家喬太郎師もソールディスタンスを極端に守ろうとする男の落語…お得意のちよつと狂気を含んだキャラを登場させる断を作ってみようかなあ…と思つたがやめたんだそつです。」

八月のお盆興行に浅草演芸ホールでの「住吉踊り」。古今亭志ん朝師が存命中たいへん力を入れていて、踊りの名人雷門助六師に指導してもらつて寄席芸人が約四十人、そろいの浴衣に豆しぼりでかっぽれや奴さんを踊るといふ…実はアタクシ金八が「番頭」といって皆んなのお世話をする係をしています。まあ「裏廻し」というわけ…個性の強い寄席芸人をまとめていくにはそれだけの実力と人格と学歴を兼ねそなえ…つてウソ

ですが(笑)

「そこでも今年はコロナのネタをやるつ！と…楽屋断で若手の芸人で盛りあがつて…またこの手のネタを作るのが抜群にうまい漫才の「笑組ゆたか」さんに相談したら…「フーン…それはどうかなあ…」と。二ツ返事で反応してくれろと思つたら「アレし？」というリアクション、紙切りの林家正楽師が「コロナって注文がよく出るけどねえ…ちよつと切りにくいんだよ」との弁。紙切りは注文の内容にお客さんがウケますから、その方も少しまわりのウケを狙つてのことなんでしょう。」

「喬太郎師、ゆたか師、正楽師三人が声を揃えて「コロナはネタになりにくい」と言っている。つまり「コロナ」は「みんなが迷惑していること」なのです。それをネタにすることはお客様が不快になる。」

「舞台で何かする人間はお客様を気分よくする。これが義務でしょう…と。」

「長谷川一夫さんの言葉を思い出しました。」

三遊亭金八

令和2年度 主な所得税の改正

①「中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例制度」(措法28の2)  
特例の対象者を中小事業者で青色申告書を提出するもののうち常時使用する従業員の数が500人以下の個人とする見直しを行った上、その適用期限が2022年3月31日まで2年延長されました。



②「青色申告特別控除」(措法25の2)  
取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円(改正前:65万円)に引き下げ一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とすることとされました。

- (1) その年の分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っていること
- (2) その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うこと。



会員特典 四谷青色申告会の 葬儀支援サービス

お電話一本で葬儀をご手配。葬儀費用も軽減。  
葬儀についての疑問や心配な事はこちら  
全国儀式サービスコールセンター  
0120-421-493  
24時間・365日対応。携帯からもOK!  
ご利用の際は事前に上記の電話番号へご連絡ください。  
全国儀式サービスホームページからも制度をご覧いただけます。



一活動報告一 <6/1~6/30>

6月の活動行事は、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により、全面自粛となりました。



# 新宿都税事務所からのお知らせ

## 個人事業税の納税通知書の発送時期について

東京都の税務行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。  
 個人事業税につきましては、原則として毎年8月に納税通知書を都税事務所・支庁からお送りしているところですが、しかしながら、令和2年度については所得税及び個人事業税の申告期限が延長されたことや、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令に伴う新型コロナウイルス感染症拡大に関する対応を実施した影響により、一部の方については、9月以降に納税通知書が発送される可能性がありますのでご留意ください。その場合の納期については別表をご覧ください。

詳しくは東京都主税局ホームページ内の「個人事業税（国税の申告・納付期限の延長に伴う対応について）」をご覧ください。

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2019/shinkoku\\_enki.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2019/shinkoku_enki.html)



【別表】令和2年8月～令和3年3月

送付月	第1期納期限	第2期納期限	送付月	納期限
8月	8月末	11月末	1月	1月末
9月	9月末	11月末	2月	2月末
10月	10月末	2月末	3月	3月末
11月	11月末	2月末		
12月	12月28日	2月末		

【個人事業税】  
 納税通知書の  
 発送時期にご留意  
 ください。



※期限が休日等の場合はその翌日となります。

## 都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました

令和2年（2020年）6月1日から、都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。詳細は、主税局HPをご確認ください。

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei\\_nouzei.html#L16](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16)



東京都新宿都税事務所（相談広報担当）  
 新宿区西新宿7-5-8（03-3369-7151）

主税局公式 Twitter は、  
 こちらからどうぞ！



### 小規模事業者経営改善資金

※1 商工会議所の推薦に基づき融資される日本政策金融公庫の融資制度です。推薦には条件があります。

※2 新宿区より、初回から36回までの利子支払い額の30%を補助します。

- 融資限度額 2,000万円
- 金利 1.21%（2020年5月1日現在）
- 担保・保証人 不要（保証協会の保証も不要）
- 返済期間 7年以内（設備資金は10年以内）

※この融資限度額、返済期間の取り扱いは2021年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

<問合せ先>

新宿区西新宿6-8-2 BIZ 新宿4F  
 東京商工会議所 新宿支部 3345-3290

※東京商工会議所の会員・非会員の方を問わずご利用できます。

#### 法律相談

原則：第二～第四火曜日  
 13～16時  
 弁護士による無料相談  
 予約が必要ですのでお電話  
 で下記へ。  
 （事業の相談に限ります）

#### 経営相談

平日 9:30  
 ～17:00

東京建設職能国民健康保険組合に加入しませんか  
 建設事業に従事する個人事業主の皆様が加入できる国民健康保険組合です。  
 ぜひ、ご検討ください！！

◇職能国保の魅力◇

- 1 保険料は
  - 収入に関わらず定額（年齢と事業形態で賦課）
- 2 人気の事業
  - 人間ドックの助成金
  - インフルエンザ予防接種の助成金
  - 組合員に傷病手当金の支給

（一社）四谷青色申告会に窓口に当組合のご案内「建設職能国保のご案内」が置いてあります



詳しく知りたい方は、下記までご連絡ください！

今、加入していただくと歯ブラシセットを進呈いたします。

問い合わせ先  
 東京建設職能国民健康保険組合  
 TEL 03-3260-6441  
 担当 平澤  
 組合ホームページ

建設職能国保 で検索！！

※8月土曜記帳相談会はお休みさせていただきます。